

定例委員会の開催状況

第1 日時 平成13年7月26日(木)
午前9時30分～午前11時15分

第2 出席者

1 国家公安委員会側

岩男、磯邊、渡邊、荻野、安崎各委員

2 警察庁側

長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
警備局長、情報通信局長

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、
書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を
要するものについては、その内容を一部修正のうえ了承した。

2 報告事項

(1) 警察庁長官に対する開示請求の措置等について

警察庁から、「7月24日までに警察庁長官に対してなされた開示
請求の状況、当該請求に係る部分開示及び不開示決定の概要並びに関

示決定等に対して行われた不服申立ての状況」について報告があった。

(2) ジェノヴァ・サミットの開催結果について

警察庁から、「7月20日から22日までの間、イタリア共和国ジェノヴァにおいて主要国首脳会議が開催された。本会議のコミュニケでは、犯罪対策として、国際組織犯罪対策、薬物対策、腐敗対策、マネー・ローンダリング対策等の問題に言及された。」旨の報告があった。

(3) 殉職事案の発生について

警察庁から、「新潟県警察の巡査部長が、7月22日、白バイで交通指導取締り中に転倒し、殉職した。」旨の報告があった。

委員から、「非常に痛ましい事案であるが、過去において白バイによる交通指導取締り中に殉職された事案は他にあるのか。」との質問があり、警察庁から、「平成9年に同様の殉職事案がある。なお、交通指導取締り中の警察官の殉職事案は毎年数件程発生している。」旨、説明があった。

(4) 最近の不祥事案について

警察庁から、「福岡県警察の巡査部長が、7月21日、酒気を帯びて普通自動車を運転中、他の車両に接触し、そのまま逃走した事案に関し、22日、同県警察は、同人を道路交通法違反で通常逮捕するとともに、23日付けで懲戒免職の処分とした。」旨の報告があった。

(5) 第32回明石市民夏まつりにおける雑踏事故の発生について

警察庁から、「兵庫県明石市において発生した第32回明石市民夏まつりにおける雑踏事故の概要等」について報告があった。

委員から、「当該事故は現在調査中とのことであるが、詳細が解明された時点で再度報告してもらい、今後どうするべきかを議論すべきである。その際、現在生活安全部門が所管している『雑踏警備』につ

いて、警備部門所管の方が適切なのかな等も含めて説明してほしい。また、一般的に物事が起きてから対応を考えるなど、後手に回るケースが散見されるが、米国などでは、自治体や治安当局が『気温の上昇に伴う暴動の発生率』等を予測して対策を検討している。これらの点も参考に今後検討してほしい。」旨の発言があり、警察庁から、「調査結果等については改めて報告したい。また、同種事故の未然防止の観点から、全国の警察に対し通達を発出した。同通達の内容は過去に指示した基本的事項の再確認である。今後とも『先制的な防犯活動』を意識しつつ、治安に与える要因を的確にとらえ、各種の被害の未然防止を図っていくこととしたい。」旨、説明があった。

これに関連し、別の委員から、「ガードマンは、その職種により資格を取得しておく必要があるのではないか。」との質問があり、警察庁から、「警備業務には、施設警戒、雑踏警戒・交通誘導等、様々な類型があるが、それぞれ任意の検定制度が設けられている。この検定資格を取得していないと警備業務に従事できないわけではないが、取得しておけば仕事をしていく上で有利になる。」旨、説明があった。

別の委員から、「当該事故について現在、捜査本部を設置して捜査中であるとのことであるが、他に事故の未然防止の観点からの原因調査を行う必要もあるのではないか。また、多数の人出が予想される等、一定の要件を有するイベント等の警備について警察本部が監督し、事前に同県公安委員会に警備計画を報告するなどして同種事故の未然防止を図ることは可能か否か。各県公安委員会に対する各種警備計画の報告について何か規定があるのか。これらの点について後日報告してほしい。」旨の発言があった。

別の委員から、「当該事故発生にかかる責任問題について報道がなされているところであるが、警察、警備会社、主催者等の責任についての考え方を整理して後日報告してほしい。また、先の委員の発言は大変重要であり、大規模イベント警備において当該警察本部及び公安委員会が関心を持つような制度等があれば大変結構なことだと思う。」旨の発言があり、警察庁から、「御指摘の点について、本件の捜査、

調査結果を踏まえて個別具体的に検討し、改めて報告したい。なお、一般論を申し上げれば、雑踏の原因を生じさせる主催者が安全対策を講じることを前提にイベント等は実施されるべきものである。また、警察庁においては、雑踏警備対策について、各県警察に対し、年末年始、ゴールデンウィーク等の都度、注意指導しているところである。」旨、説明があった。

(6) 「再被害防止要綱」の制定について

警察庁から、「再犯による被害防止のための取組みを強化するため、警察と法務関係機関との連携強化等を内容とする『再被害防止要綱』を制定した。今後、都道府県警察が的確な再被害防止措置を講じるよう指導していく。」旨の報告があった。

委員から、「本施策はかねてから望んでいたことである。『再被害防止対象者』が、過去の事件の加害者の釈放等について単に連絡を受けただけでは、日常生活の上で不安が残る。触法精神障害者の問題も含め、警察として具体的にどのような措置を講じるのか。また、警察に逐次問い合わせをしなくても、先の釈放等の情報提供がなされることを望んでいる。」との質問があり、警察庁から、「『再被害防止対象者』については、一定の要件を満たしている方々を指定している。御指摘の点について、本施策は、あくまで『再被害防止』の観点から実施するものである。過去の事件の加害者等については様々な者がおり、『再被害防止対象者』と連絡を密にしながら、どのような措置を講じていくかケースバイケースで対応することとなる。また、『再被害防止対象者』がいたずらに不安を抱くことのないよう、同人の不安感等を把握しながら適切に対応していきたい。」旨、説明があった。

(7) 平成13年上半期の交通事故発生状況及び道路交通法違反取締状況について

警察庁から、「平成13年上半期の交通事故は、昨年同期と比べ、発生件数、負傷者数ともに増加したが、死者数は4,008人と減少

した。また、取締り総件数は、約540万件と昨年同期と比べ減少した。」旨の報告があった。

委員から、「一般市民から見て、事故が起こりやすい車種あるいは状況等の安全情報が十分に提供されておらず、活用できていない印象がある。また、高速道路を走行する普通乗用車の最低速度は標識等で表示されないのか。」との質問があり、警察庁から、「事故分析は『人と車と道路』の3要素の分析が非常に重要であり、警察庁と国土交通省との共管の公益法人である『財団法人 交通事故総合分析センター』において調査研究を進めている。各種情報を分析し、どのような車種の事故が多いか等の調査研究も行っており、公表もしている。また、御指摘の最低速度について、法定速度が規定されており、道路交通状況に応じ、当該公安委員会の判断で同速度の変更は可能である。法定速度の区間では最低速度を示す標識はなく、法定速度以外の区間においては同標識等がある。」旨、説明があった。

(8) 皇太子殿下の「平成13年度全国高等学校総合体育大会」御臨席等に伴う警衛警備について

警察庁から、「皇太子殿下は、7月31日から8月2日までの間、『平成13年度全国高等学校総合体育大会』御臨席等のため、熊本県へ行啓になる。本行啓に伴い、熊本県警察等の関係警察では、所要の体制で警衛警備を実施することとしている。」旨の報告があった。

3 その他

(1) 委員から、「今朝の新聞で、『刑事手続き 日本、国際水準に引き上げよ』との見出しで、先般発生した沖縄県での婦女暴行事件に関し、日本と米国との捜査手続の違いについて投稿記事が掲載されていた。法曹界の中にもこれらの意見があるならば、日本人が外国人と接する場合等において、日本の立場をきちんと説明できなければならないと思う。」旨の発言があり、警察庁から、「日本と米国の司法制度につ

いて、どちらが良いか悪いかという判断は困難であり、両国が互いの制度の理解を深めていくことが重要であると考えられる。その方法については、外務省と協議中である。」旨、説明があった。

これに関連し、別の委員から、「かつて沖縄県において、日米地位協定を見直すきっかけとなった暴行事件があり、同様の議論があった。日本が米国との協議過程で努力している状況について目に見える形で国民に示す必要がある。」旨の発言があった。

(2) 委員から、「警察官の士気高揚の観点から、職務に精励された職員、あるいは自らの生命を落とすような危険な職務に従事された職員に対する叙勲について、可能な限り多くの方に早く受章してほしいと思い、いろいろ努力してきたところである。先般、他省庁から『栄典制度のあり方に対するアンケート調査』を受け、その調査結果から、警察官への叙勲の必要性が理解されていない印象を受けた。警察庁においても、一般市民等に対し、警察官への叙勲の必要性を理解してもらえよう広報啓発してほしい。」旨の発言があり、警察庁から、「士気高揚の問題は重要であり、特に最近の厳しい社会情勢を踏まえて、我々が努力しなければならないと考えている。」旨、説明があった。

(3) 委員から、「法務省の入国管理部門で摘発した不法入国・滞在者の指紋を警察庁において利用することについて、法務省と検討する予定等はあるのか。これらのデータベース化は将来の犯罪捜査に有効であり、必要があれば、『国際組織犯罪等対策推進本部』等の会合において、他省庁に対し提案してもよいのではないか。」との質問があり、警察庁から、「データベースの有効活用については、指紋システムも高度化されたことから、御指摘の点について幅広く検討したい。」旨、説明があった。

(4) 委員から、「最近、猛暑が続いており、炎天下で街頭活動する警察官は大変である。先日、『水保冷剤』を衣服の裏等に当てて熱中症等

を防止している事例が報道されていたが、警察もこのような対策を講じるべきではないか。可能な対策があれば実行してほしい。」との質問があり、警察庁から、「制帽や制服の素材等も含め、検討を行っているが、御指摘のような物の試作品、あるいは実際の装備品等はない。」旨、説明があった。